

第2章第6部

注射

第1節 注射料

皮下、筋肉内注射（1回につき）
（区分の見直し）

皮下、筋肉内注射（1回につき）

→ 皮内、皮下及び筋肉内注射（1回につき）

静脈内注射（1回につき）
（加算の見直し）

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、
21点を加算する。

→ 注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、
42点を加算する。

抗悪性腫瘍剤動脈内持続注入（1日
につき）
（区分の見直し）
（注の新設）

抗悪性腫瘍剤動脈内持続注入（1日につき）

→ 抗悪性腫瘍剤局所持続注入（1日につき）

（新設） → 注 皮下埋込型カテーテルアクセス等を用いて抗
悪性腫瘍剤を、動脈内又は静脈内に局所持続注入
した場合に算定する。

点滴注射（1日につき）

（注の変更）

注2 区分番号G005に掲げる中心静脈注射の
注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施
設基準に適合しているものとして地方社会保
険事務局長に届け出た保険医療機関におい
て、悪性腫瘍に対して用いる薬剤であって細

→ 注2 区分番号G005に掲げる中心静脈注射の
注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施
設基準に適合しているものとして地方社会保
険事務局長に届け出た保険医療機関におい
て、悪性腫瘍に対して用いる薬剤であって細

胞毒性を有するもの及び別に厚生労働大臣が定める入院患者に対して使用する薬剤について必要があつて無菌製剤処理が行われた場合は、1日につき40点を加算する。

胞毒性を有するもの又は別に厚生労働大臣が定める入院患者に対して使用する薬剤について必要があつて無菌製剤処理が行われた場合は、1日につきそれぞれ50点又は40点を加算する。

(注の変更)

注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であつて、悪性腫瘍の患者であるものに対して化学療法を行った場合は、外来化学療法加算として、1日につき300点(15歳未満の患者に対して行った場合は、500点)を加算する。

注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であつて、悪性腫瘍等の患者であるものに対して、治療を開始するに当たつて、患者に対して注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で、化学療法を行った場合は、外来化学療法加算として、1日につき400点(15歳未満の患者に対して行った場合は、700点)を加算する。

(注の変更)

注4 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、21点を加算する。

注4 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、42点を加算する。

中心静脈注射(1日につき)

(注の新設)

(新設)

注4 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、50点を加算する。

中心静脈注射用カテーテル挿入

(注の変更)

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、
300点を加算する。

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、
500点を加算する。

(区分の新設)

(新設)

滑液嚢穿刺後の注入

80点

第2節 薬剤料

薬剤

(注の変更)

注1 特別入院基本料2を算定している病棟を有する病院に入院している患者であって入院期間が1年を超えるものに対する合算薬剤料が、250点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数を超える場合(悪性新生物その他の特定の疾患に罹患している患者に対して投薬又は注射を行った場合を除く。)には、当該合算薬剤料は、所定点数にかかわらず、250点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数により算定する。

注1 特別入院基本料を算定している病棟を有する病院に入院している患者であって入院期間が1年を超えるものに対する合算薬剤料が、250点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数を超える場合(悪性新生物その他の特定の疾患に罹患している患者に対して投薬又は注射を行った場合を除く。)には、当該合算薬剤料は、所定点数にかかわらず、250点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数により算定する。

(注の変更)

注2 健康保険法第85条第1項に規定する入院時食事療養費に係る食事療養を受けている患者又は入院中の患者以外の患者に対して投与されたビタミン剤(ビタミンB群製剤及びビタミンC製剤に限る。)については、当該患

注2 健康保険法第85条第1項及び老人保健法第31条の2第1項に規定する入院時食事療養費に係る食事療養を受けている患者又は入院中の患者以外の患者に対して投与されたビタミン剤(ビタミンB群製剤及びビタミンC

者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であつて、歯科医師が当該ビタミン剤の注射が有効であると判断した場合を除き、これを算定しない。

製剤に限る。)については、当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であつて、歯科医師が当該ビタミン剤の注射が有効であると判断した場合を除き、これを算定しない。